

市町村におけるヤングケアラー支援に必要な 視点・考え方（たたき台）

追加資料

1. 目的

ケアラーの中でも、特にヤングケアラーは表面化しにくいことから、早期に発見し支援につなげることが重要であるが、市町村の実情に応じた支援体制の整備を促進するため、ヤングケアラー支援に必要な視点や考え方を整理することとしたもの。

道としては、今後この考え方を市町村に示すとともに、市町村における体制整備についての助言等を行う。

2. 市町村における取組

(1) 早期発見・把握

- ・ ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることや、本人が気づいていないことなどから周りの気づきが重要である。
- ・ 潜在化しやすいことからアウトリーチによる発見が最も重要である。
- ・ 本人から支援を求めてきやすい環境づくりも進めることが必要である。
- ・ ヤングケアラーとしての気づきは、学校が中心と考えられるが、介護保険・障害福祉サービスなどを利用している家庭との関わりの中で、子どもの状況を把握することも重要なポイントとして認識が重要である。
- ・ さらには、児童委員による状況把握のほか、地域で活動している子どもの居場所などの支援団体、住民などからの情報提供による発見も大切であることの認識が必要である。
- ・ 子どもがケアをしている内容が、相手方の生活や健康、生命に関わる重い責任を負うことで、子どもの行動が制限されていないか、また、お手伝いの中でも、過度な責任を負うような状態となっていないか注視が必要である。

① 学校における子どもの状況把握

- ・ 教員は、日常の教育活動において、遅刻や欠席が多い、成績が不振であるなど、子どもの日々の変化に気づくことにより、状況を把握することが可能である。
- ・ スクールカウンセラーにより、教育相談などで状況把握が可能である。

② 家族が福祉・医療との関わりがある場合の把握

- ・ 同居の高齢者や障がいのある人などが公的サービスを受けている場合に、ケアマネジャーや相談支援員などが、家庭の状況を一層きめ細やかに把握することにより、その家庭の中で子どもの置かれている状況の把握が可能である。
- ・ 道は関係機関に対し、研修会など様々な機会を通じて、家庭の状況の一層の把握について周知を行うこととしており、市町村においては、各種会議や平日頃の関わりの中で周知し、連携を図る必要がある。
※ 各種福祉サービスを提供する側は、子どもがケアの担い手となっていないか注意が必要である。
- ・ 医療機関に対しては、医療相談時などで把握した内容について、情報提供などの協力を求めることも大切である。

③ 地域や支援団体からの把握

- ・ 児童委員と連携のもと、地域の子どもの把握が必要である。
- ・ 地域で子ども向けの活動やサークル、子どもの居場所などからの情報提供による把握も可能であり、趣旨を説明し理解を求めながら、発見に向けた仕組みづくりを進める必要がある。
- ・ 近隣住民から、通学している様子が無いなど生活面の変化の気づきについて情報が提供される仕組みづくりも必要である。
- ・ 学校に来ていない（又は通っていない）場合の子どもについて、発見が予想されるルートへの周知や連携が必要である。（地域福祉・生活困窮、若者支援など）。

（２）支援体制

② 発見後の連携方法

- ・ ケアが必要な者へ適切にサービスを届けるといった、ヤングケアラーを生じさせない視点が重要である。
- ・ 市町村は、学校（教員等）が、把握した子どもの状況（情報）を市町村に提供するための繋ぎ先（担当部署（担当者））を定める必要があるほか、学校等にあらかじめ周知する必要がある。
- ・ 子どもがケアをしている人が、高齢者や障がいのある人、病気の人などであるほか、年齢的にも子どもから大人まで様々であり、かつ、ケアの要因として、ひとり親家庭であったり世帯が困窮していることなども考えられることから、学校から市町村への繋ぎ先は一元化する必要がある。
- ・ 学校から市町村への繋ぎ先としては、各市町村と教育機関とのこれまでの関係や考え方にもよるが、まず、市町村教育委員会に配置されている指導主事などに繋ぎ、その上で福祉部局へ繋ぐことが効果的と考えられる。
- ・ 福祉部局においても、教育委員会から情報を受ける部署を一元化した上で、高齢者、障がいのある人、子ども、生活、保健、医療などの関係課と情報を共有し支援に取り組むことが効果的と考えられる。
- ・ つまりは、市町村が体制整備を進める上で、中核的な役割（コーディネーター）を担う所管を明確にし、関係機関との連携体制を構築する必要がある。
- ・ さらには、地域におけるケアの担い手となる機関を明らかにし、関係者がその実情を把握したうえで、共通認識のもと連携する必要がある。
- ・ なお、重層的な支援体制の構築に取り組んでいる市町村もあり、今後、先駆的な市町村の状況も踏まえて、より効果的な体制を構築する必要がある。

③ 支援内容の検討等

- ・ 発見後は、適切なサービスに繋がるようケース会議等により関係機関の情報共有が必要である。
- ・ 子どもが置かれている状況が様々なケース（親が精神疾患、祖母が認知症、障がいがあるきょうだい等）に応じた支援方法や連携体制の検討が必要である。
- ・ ケアの状況は、要ケア者の心身の状況によって変化するものであり、普段は大きな負担となくとも、精神的に不安定な場合を含め、心身の状態が増悪した場合は、いつでも助けを求めることができるようにすることが必要である。特にヤングケアラーには丁寧な説明や定期的な聞き取りが必要である。